

子育てコーナー

笠間まると

今年度、市では「笠間まると『子育て都市』宣言プロジェクト Stage2」
として、全分野一体となった子育て施策を展開していきます。
このコーナーでは、同プロジェクトの事業の一部を、不定期で紹介します。

○こども誰でも通園事業 問 こども福祉課（内線 162）

こどもの健全な成長と保護者の負担軽減を図るため、国は、保護者の就労の有無にかかわらず保育所などを一定期間利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」をすべての市町村で実施することを検討しています。笠間市では国の採択を受け、令和6年7月から試行的事業として実施しています。

実施施設	笠間市くるす保育所
対象児童	笠間市在住の生後6か月～3歳未満の保育施設に通っていない児童
保育時間	午前9時30分～午後1時30分 ※子育て相談は随時受け付けます。
保護者負担金	1時間あたり 250円
利用上限	月10時間以内 利用者が多数の場合は、利用時間などを調整させていただく場合があります。
利用申請	こども福祉課と各支所保険福祉課で随時受け付けています。



詳しくはこちら

○オーガニック給食推進事業 問 おいしい給食推進室（TEL.0296-72-1500）

令和5年度から北川根小学校をモデル校として、無農薬栽培米、有機野菜（小松菜・ほうれん草等）を提供しています。また、令和6年度からは穴戸小学校でも無農薬栽培米（一部期間）を提供しています。



○医療的ケア児学校訪問看護事業 問 学務課（内線 373）

日常的に医療的ケアを必要とする、市内小・中・義務教育学校に通学する児童・生徒が、安心して学校生活を送れることと保護者などの負担軽減を目的に、看護師が学校に訪問し医療的ケアを実施する訪問看護事業を行っています。

「医療的ケア」とは

医療的ケアとは、経管栄養の管理や注射、導尿等の生命維持のために欠かせない医療行為のことをいい、主治医が作成する訪問看護指示書に基づき実施します。

利用者負担はありません。「医療的ケア」を必要とされる場合はご相談ください。

里帰り先でも利用できます
（一部償還払い）

○産後ケア事業 問 こども政策課（地域医療センターかさま内）（TEL.0296-78-3155）

産後は、体の変化や慣れない赤ちゃんのお世話により、ストレスを感じやすい時期です。

お母さんの体の回復とこころの安定、家庭でのスムーズな育児生活に向けて、母体管理、生活・沐浴・授乳指導、乳房ケアなどのサポートを助産師が行います。

実施施設	委託医療機関（宿泊型・デイサービス型・訪問型）
対象者	市内に住民票のあるお母さんと赤ちゃん（生後4か月未満）
利用料金	施設利用の1割を自己負担 ※非課税世帯は、自己負担免除
利用上限	7日間まで
利用申請	こども政策課へ事前に問い合わせください



詳しくはこちら